

ケアハウスやまなみ 運営規程
(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人魚野福祉会が設置運営するケアハウスやまなみ(以下、「事業者」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下、「従業者」という。)が、要介護状態及び要支援状態にある入居者(以下、「入居者」という。)に対し、適正な特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨にそって、入居者の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画書(以下「特定施設等サービス計画書」という。)に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ケアハウス やまなみ
- (2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市原虫野 425 番地 2

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1人(常勤 兼務 特別養護老人ホームうおの園)
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上(常勤換算)
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 2人以上(常勤換算)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 1人以上(常勤換算)
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上(非常勤)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1人以上(非常勤)
入居者の状態等を踏まえて、特定施設等サービス計画書の作成等を行なう。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上、必要な従事者を置くものとする。

(入居定員及び居室数)

第5条 施設の入居者定員は、軽費老人ホーム(ケアハウス)の入居者を含めて30名とする。

2 居室は全室個室とし、定員を1人とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護の内容)

第6条 入居者が自立した日常生活を営むことができるように、入居者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、または必要な支援を行うものとする。また入居者の人格を十分に配慮して実施するものとする。

2 事業者は、自ら入浴が困難な入居者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行わなければならない。

3 事業者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 事業者はそのほか、入居者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(特定施設サービスの取扱い方針)

- 第7条 事業者は、要介護状態及び要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、または向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援を行わなければならない。
- 2 特定施設サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行わなければならない。
 - 3 事業者は、特定施設サービスを提供するに当たって、その特定施設等サービス計画書に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行わなければならない。
 - 4 事業者は、特定施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 5 特定施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 6 事業者は、自らその提供する特定施設サービスの質の評価を行い、特定施設等サービス計画書及び特定施設サービスの内容の評価を常に見直すことで改善を図らなければならない。
 - 7 事業者は、入居者に対する特定施設サービスの提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。
 - 8 特定施設等サービス計画書の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現在抱えてる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、入居者またはその家族の希望等を従業者と協議の上サービス原案を作成し、入居者またはその家族に対して説明し同意を得なければならない。
 - 9 事業者は常に入居者との連携を図るとともに、入居者のその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用料及びその他の費用)

- 第8条 特定施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する特定施設サービスを提供した際には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。
- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができる。
 - (1) 入居者の選定により提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
 - 3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入居者またはその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
 - 4 第2項の額が変更となった場合及び新たに費用の徴収が必要となった場合などは、その都度、入居者またはその家族に対し説明し、同意を得るものとする。

(特定施設サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 特定施設サービスを利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、従事者の指導、調査に従わなければならない。
- (2) 入居者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。
- (3) 入居者は、以下の事項を守らなければならない。
 - ①事業所内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
 - ②事業所内に危険物を持ち込んではいない。
 - ③指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - ④けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

- ⑤事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑥指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑦故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第10条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態及び要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(秘密の保持)

第11条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(個人番号の取扱い)

第12条 事業所は、入居者及びその家族等(保証人)の個人番号の管理は行なわないものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従事者に周知徹底すること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催すること。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。また、日頃から従事者の健康管理を徹底し、従事者や外来者等の健康状態によっては入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び従事者に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、特定施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための検討委員会及び従事者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 事業所は、特定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束適正化の取組み)

第15条 事業所は、身体的拘束適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束適正化のための指針を整備すること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び従事者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 入居者又は、他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合（①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる）についてのみ身体的拘束等を行うことがある。
- 3 身体的拘束等が必要な場合は、入居者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 4 その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(従事者の研修)

第16条 事業者は、全ての従事者に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(緊急時の対応)

第17条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するものとする。

- 2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期すものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(苦情等への対応)

第20条 事業所は、特定施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、入居者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(掲示)

第21条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

(協力医療機関等)

第22条 事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

(記録の整備)

第23条 事業者は、入居者に対する特定施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入居者の処遇に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、設備、従事者、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。